

平成 22 年 3 月 5 日

民主党 幹事長
小 沢 一 郎 様

社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基



「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」創設に関する要望書

介護保険制度の運営につきましては、地域ケア体制の充実に向け様々な対策が講じられているところですが、要介護者等の在宅生活の自立を支援し、介護予防、重度化抑制が図られるためには、医師等の専門職能団体及び関連介護サービス事業者等との連携・協力による地域リハビリテーション体制の確立と充実が重要な課題と考え、下記事項を要望いたします。

記

病院、診療所及び老人保健施設に付設される事業所に加えて、利用する国民の選択と決定が可能となるような、多様な設置・運営主体による「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」を制度化していただきたい。

【理由】

- 1) かかりつけ医の指示により病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションを利用する場合、あらためて当該病院等の医師による診断が行われる必要があり、要介護者等の負担増につながっていること。
- 2) かかりつけ診療所、病院等においては、地域の特性や利用数等の事情から、自ら訪問リハビリテーションを行うために常勤の人員を確保し所要の体制を整備することができないケースが多く、非効率でもあること等から、かかりつけ診療所、病院等より、共同利用可能な「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」に依頼したいという要望が多く寄せられていること。
- 3) 病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションの多くは、兼務の専門職員により行われているが、「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」においては、リハビリテーションの専門職種をニーズに応じて複数配置し、専従の同一担当職員による、より専門性の高い適切なサービス提供が可能となり、各職種間・事業者間の連携が円滑になると期待されること。
- 4) 「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」では、地域で在宅医療を担う複数の診療所の医師による共同利用が可能となるため、かかりつけ医を中心とした事業者間の円滑な連携が期待できること。
- 5) 地域の実情に応じて多様な設置・運営主体の参入により、利用する国民の選択と決定に基づく地域のニーズに柔軟に対応することが期待できること。

以 上

平成 22 年 3 月 5 日

民主 党 衆議院議員
川 内 博 史 様

社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基



「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」創設に関する要望書

介護保険制度の運営につきましては、地域ケア体制の充実に向け様々な対策が講じられているところですが、要介護者等の在宅生活の自立を支援し、介護予防、重度化抑制が図られるためには、医師等の専門職能団体及び関連介護サービス事業者等との連携・協力による地域リハビリテーション体制の確立と充実が重要な課題と考え、下記事項を要望いたします。

記

病院、診療所及び老人保健施設に付設される事業所に加えて、利用する国民の選択と決定が可能となるような、多様な設置・運営主体による「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」を制度化していただきたい。

【理由】

- 1) かかりつけ医の指示により病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションを利用する場合、あらためて当該病院等の医師による診断が行われる必要があり、要介護者等の負担増につながっていること。
- 2) かかりつけ診療所、病院等においては、地域の特性や利用数等の事情から、自ら訪問リハビリテーションを行うために常勤の人員を確保し所要の体制を整備することができないケースが多く、非効率でもあること等から、かかりつけ診療所、病院等より、共同利用可能な「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」に依頼したいという要望が多く寄せられていること。
- 3) 病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションの多くは、兼務の専門職員により行われているが、「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」においては、リハビリテーションの専門職種をニーズに応じて複数配置し、専従の同一担当職員による、より専門性の高い適切なサービス提供が可能となり、各職種間・事業者間の連携が円滑になると期待されること。
- 4) 「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」では、地域で在宅医療を担う複数の診療所の医師による共同利用が可能となるため、かかりつけ医を中心とした事業者間の円滑な連携が期待できること。
- 5) 地域の実情に応じて多様な設置・運営主体の参入により、利用する国民の選択と決定に基づく地域のニーズに柔軟に対応することが期待できること。

以 上

平成 22 年 3 月 5 日

厚生労働大臣
長 妻 昭 様

社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基



「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」創設に関する要望書

介護保険制度の運営につきましては、地域ケア体制の充実に向け様々な対策が講じられているところですが、要介護者等の在宅生活の自立を支援し、介護予防、重度化抑制が図られるためには、医師等の専門職能団体及び関連介護サービス事業者等との連携・協力による地域リハビリテーション体制の確立と充実が重要な課題と考え、下記事項を要望いたします。

記

病院、診療所及び老人保健施設に付設される事業所に加えて、利用する国民の選択と決定が可能となるような、多様な設置・運営主体による「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」を制度化していただきたい。

【理由】

- 1) かかりつけ医の指示により病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションを利用する場合、あらためて当該病院等の医師による診断が行われる必要があり、要介護者等の負担増につながっていること。
- 2) かかりつけ診療所、病院等においては、地域の特性や利用数等の事情から、自ら訪問リハビリテーションを行うために常勤の人員を確保し所要の体制を整備することができないケースが多く、非効率でもあること等から、かかりつけ診療所、病院等より、共同利用可能な「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」に依頼したいという要望が多く寄せられていること。
- 3) 病院等付設の事業所から提供される訪問リハビリテーションの多くは、兼務の専門職員により行われているが、「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」においては、リハビリテーションの専門職種をニーズに応じて複数配置し、専従の同一担当職員による、より専門性の高い適切なサービス提供が可能となり、各職種間・事業者間の連携が円滑になると期待されること。
- 4) 「単独型の訪問リハビリテーション・ステーション」では、地域で在宅医療を担う複数の診療所の医師による共同利用が可能となるため、かかりつけ医を中心とした事業者間の円滑な連携が期待できること。
- 5) 地域の実情に応じて多様な設置・運営主体の参入により、利用する国民の選択と決定に基づく地域のニーズに柔軟に対応することが期待できること。

以上